



5 杉並第 57133 号
令和 6 年 1 月 26 日

東京都知事
小池 百合子 様

杉並区長 岸本 聡



東京都市計画河川第 8 号善福寺川の変更について(回答)

令和 5 年 11 月 17 日付 5 都市基調第 444 号により照会のあった、東京都市
計画河川第 8 号善福寺川の変更について、下記のとおり回答します。

記

東京都市計画河川第 8 号善福寺川の変更について、計画案のとおり異議
ありません。

なお、地元自治体の長として、別紙のとおり住民の切実な声や今後の進
め方について、区の考え方を示しますので、都市計画事業の実施にあつ
ては、住民意見を十分に反映し区と連携・協力した進め方をお願いいたし
ます。

区の都市計画審議会からは、計画案に同意する旨の答申を受けましたが、審議会における様々な意見を踏まえ、意見が付されるという異例の答申であったこと、加えてこの間、区にも本事業に対して多くの意見が届いていることを重く受け止め、以下に区の考え方及び要望を示しますので、最大限尊重することを強く求めます。

1 都市計画決定にあたって

本都市計画案については、昨年8月の都市計画変更素案の説明会以降、「本計画案自体を知らない人が多くいる」、「周知が不足している」等の理由により、全区的な説明会や地域ごとの説明会の開催が求められています。

また、シールドトンネルの安全性に関する懸念や、都立・区立公園では子供の遊び場・地域の憩いの場の喪失、湧水の枯渇、生態系の破壊などの声も多く寄せられています。

都市計画変更素案の公表から東京都の都市計画審議会に諮られるまでの期間が半年程度しかなく、都は拙速に進めているという意見も多く届いています。本都市計画の決定にあたっては、地域住民への周知が必ずしも十分でないとの住民意見に十分留意し、都知事として判断願います。

2 都市計画決定された場合の事業の進め方について

本計画は、区内での大規模なトンネル工事となるにもかかわらず、都市計画決定前の詳細な設計が進んでいない状況であり、住民の関心がある取水施設等の位置や影響のある樹木の本数などについて、「詳細な説明がなく、理解や判断が出来ない」との意見が多く届いています。

原寺分橋付近については、計画区域にかかる地権者はもとより、日常生活に影響を受ける近隣住民に対し取水施設等の必要性について、理解や協力を得られるよう丁寧な説明を行い、あわせて湧水の保全にも努めるよう強く要望します。

関根文化公園については、この地域では、数少ない公園であるため、事前に利用者への十分な周知を行い、施工範囲を必要最小限とし、可能な限り公園が利用できるよう要望します。また、取水施設等の整備により減少する面積に相当する公園用地の確保が必要であり、区としても周辺の用地情報などに注視し、代替地の確保に努めますので、必要な協力をお願いします。

都立善福寺川緑地については、多くの子供たちが遊び、親しまれている場所であるため、都の公園管理者と協議を行い子供たちの遊び場機能を確保し、樹木など、みどりの保全や創出にも努めていただくよう強く要望します。

このようなことから、上記のすべての箇所において、地域住民への工事の影響を最小限にするよう、工事エリアや期間などの検討を行うとともに、各地域での合意形成に努め地域住民に寄り添った対応を求めます。

また、事業を進めるにあたっては、事業認可取得までの間に、地域ごとの疑問や課題の解決に向け、都主催による地域住民や公園利用者などを対象とした事業に関する説明の機会を区と連携・協力して確保するよう強く要望します。

さらに、調査・設計が進んだ段階で、適宜新たな情報を開示するとともに、地域住民の声を聴取したうえで、その後の設計・施工にあたっては出来る限り反映することを要望します。

3 総合的な治水対策の推進について

東京都豪雨対策基本方針（令和5年12月改定）では、総合的な治水対策を推進するため、目標降雨への対策となる河川・調節池などの整備や流域対策とあわせて、家づくり・まちづくりの中でグリーンインフラも活用していくこととしています。

善福寺川は、対策強化流域となっており、区の都市計画審議会や区の実行計画の改定に関する説明会においても、グリーンインフラの活用による治水対策を求める声が多く届いています。

区では、さらなる治水安全度の向上を図るため、令和6年度より、雨水流出抑制対策の強化に向け、住民との対話を重ねながら、グリーンインフラとなる雨庭などの活用について検討を開始する予定です。

今後の雨水流出抑制対策の強化にあたっては、グリーンインフラの活用が必須となりますので、必要な支援を求めます。

総合的な治水対策を進めるにあたっては、区内部においても、都市整備部、環境部などの関係所管が連携し全力を尽くしていきます。都においても、都市整備局、建設局、環境局など関係各局が十分に連携したうえで、調節池整備をはじめとした総合的な治水対策について、調査・分析を含め都のモデルとなるような具体的なロードマップを示しながら区とともに進めていただくよう強く要望します。

なお、具体的な内容については、別途、担当所管間での十分な調整に協力をお願いします。